

議案第 3 2 号

上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について

上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

上越市長 小 菅 淳 一

上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例（昭和 4 8 年上越市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「の属する月の翌月の初日」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 9 条の規定は、この条例の施行の日以後に妊娠の届出を行う者に対する医療に係る助成について適用し、同日前に妊娠の届出を行った者に対する医療に係る助成については、なお従前の例による。